

監理技術者講習修了履歴の資格者証への記載について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

〈改正内容〉

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定において、公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、現場に置く主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならず、このうち監理技術者については、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受け、かつ国土交通大臣の登録を受けた監理技術者講習（以下「講習」という。）を受講したもののの中から選任することとなっています。また、選任さ

れた監理技術者は、発注者から請求があったときは、資格者証を提示しなければならず、監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）についても、発注者から修了証の提示を求められることがあるため、これまで専任の監理技術者は資格者証と修了証の双方を携帯することが求められていました。

このため、専任の監理技術者個人の負担軽減のため、これら2枚の証明書を1枚に統合することで、常時携帯する枚数を減らすように省令改正を行いました。

〈変更の詳細〉

本件は、平成28年6月1日より施行され、資格者証は次の様式に変更されます。

省令改正に伴い、これまで修了証に記載されていた項目は、講習を修了した旨を記載したラベルとなり、当該ラベルを資格者証に貼り付けることによって、資格者証1枚で講習修了履歴も確認できるようになります。

法施行後に、旧様式の資格者証を携帯されている方が講習を修了した場合、ラベルを磁気テープ部分に貼ることで、講習履歴情報を記載することになります。また、新様式の資格者証をお持ちの方が講習を修了した場合、講習修了履歴の部分に貼り付けていただくことになります。

監理技術者資格者証（裏面）への履歴記載方法

枠囲みした部分がラベルの添付箇所

